

仙台青葉学院短期大学 再入学規程

(趣旨)

第1条 この規程は、仙台青葉学院短期大学学則（以下「学則」という。）第14条に規定する再入学について、必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

第2条 再入学を出願できる者は、学則第17条により退学した者で、次の各号のいずれをも満たすものとする。

- (1) 退学日までの在学期間が、6箇月以上であること。
- (2) 退学日から再入学日までの期間が6箇月以上5年以下であること。
- (3) 懲戒処分により退学した者でないこと。
- (4) 過去に再入学をした者でないこと。

(出願できる学科)

第3条 再入学を出願できる学科は、原則として、在学時に所属していた学科とする。

(出願手続、期間)

第4条 再入学を出願する者は、再入学願に所定の再入学検定料（15,000円）を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(再入学の決定)

第5条 再入学願を提出した者については、当該学科の教授会において、公正で妥当な方法により再入学の審査を行う。

- 2 再入学の決定及び再入学する者の既に修得した授業科目、単位数の取扱い及び在学すべき年数は、当該学科の教授会及び運営協議会の議を経て学長が決定する。

(再入学手続)

第6条 前条第2項の規定により、再入学が決定された者は、指定の期日までに本学所定の書類を提出するとともに、所定の再入学料（100,000円）を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の再入学手続を完了した者に、再入学を許可する。

(再入学の時期)

第7条 再入学の時期は、学年の始めとする。

(在学期間)

第8条 再入学者の在学期間は、退学又は除籍以前の在学期間と通算して、修業年限の2

倍に相当する年数を超えないものとする。

(納付金等)

第9条 この規程において「納付金」とは、入学金及び授業料をいい、特段の定めがない限り、学則第38条第1項に定める金額とする。

2 再入学者の納付金は、再入学する年次の納付金と同額とする。

3 再入学者は、指定の期日までに前2項の納付金のほか、課外活動費及び学生保険料を納入しなければならない。

(庶務)

第10条 この規程に関する庶務は、運営管理センターが行う。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、運営協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、在学生の属する年次に再入学する場合は、従前のおりとする。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。